令和８年１１月３日

犬山市長　原　欣伸様

犬山市公文書管理審議会
会長　青山　正和

保存期間満了を迎えた公文書の廃棄について（答申）

令和８年９月７日付、８犬総第２０１号で諮問を受けた保存期間が満了した公文書の廃棄について、審議会において協議を行いました。その結果を審議会の意見として、ここに答申します。

記

１　審議会の結論

保存期間満了を迎え、廃棄することとした、市長（保険年金課所管）及び農業委員会（産業課所管）の公文書は、犬山市歴史的公文書選別基準に照らし、各文書の内容について審議した結果、原案通り廃棄することが妥当である。

２　結論の詳解

諮問のあった文書について廃棄が妥当とする理由は下記のとおりである。

・国民健康保険運営協議会（保険年金課所管１冊）

当該文書は、国民健康保険事業の運営に関する事項を審議する協議会の活動記録である。簿冊中、国民健康保険条例の改正について協議会へ諮問した記録が収録されているが、これは条例改正の検討過程の文書であり、条例改正の成果は別に保存されている

（裏面に続く）

状況を鑑みると、条例に関するものだからといって、ただちに歴史的公文書として保存することにはならないと思料する。また、その他の収録文書についても歴史的公文書選別基準に該当するものは見受けられないため廃棄を認める。

・農地埋め立て申告書（産業課所管３冊）

当該文書は農業委員会における、農地をかさ上げ、または掘り下げして使用する者からの申告書の綴りである。当該土地に関する係争もなく、証拠保全上の問題がないことから、本文書の廃棄を認める。

・農地法第 20 条第 6 項の規定による通知書（産業課所管１冊）

当該文書は農業委員会における、賃貸借人から農業委員会への農地の賃貸借にかかる通知書の綴りである。賃貸借通知書などについて、合意解約から 30 年が経過しており、特に係争や登記上の問題も生じていないことから、本文書の廃棄を認める。

３　その他

諮問にはないが、審議過程で挙がった意見として付言する。紙を正本とする公文書の元となる電子データの管理について、正本が保存期限を迎え、廃棄した場合において元の電子データも併せて削除する仕組みを検討されたい、ということは昨年の審議会でも意見したが、チャットツールなど職員が職務上作成・取得し組織的に用いる可能性のある電子データも公文書としての管理対象となり得るため、電子データの管理ルールを策定し、職員の認識を徹底する必要があることを申し添える。